

令和6年度福島県

医療的ケア児等支援者養成研修・医療的ケア児等コーディネーター養成研修開催案内

1. 目的

日常生活および社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠な児童や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成することを目的とする。

(1) 医療的ケア児等支援者養成研修（支援者養成研修）

障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ等において、医療的ケア児等の支援に必要な理念及び知識等を理解した上で支援に携わる者を養成する。

(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修（コーディネーター養成研修）

市町村や相談支援事業所等において、医療的ケア児等に関する相談対応、ライフステージに沿った支援の調整、関係機関との情報共有・連携の推進、地域の社会資源の把握・開発等、医療的ケア児等の支援を総合調整する者を養成する。

2. 実施主体

福島県

3. 日程・会場（全て集合研修）

研修名	日程	会場
支援者養成研修 【全2日間】	令和6年10月3日(木) 令和6年10月4日(金) ※講義	福島県ハイテクプラザ (福島県郡山市待池台1-12) ※支援者・コーディネーター養成研修 共通
コーディネーター 養成研修 【全5日間】	令和6年10月3日(木) 令和6年10月4日(金)	各地域の基幹相談支援センター等 ※詳細は10月4日にご案内します
	令和6年10月中旬～11月中旬 ※ <u>実地研修</u> （1日）	
	令和6年12月4日(水) 令和6年12月5日(木) ※ <u>演習</u>	郡山市総合福祉センター (福島県郡山市朝日1丁目29-9)

※支援者養成研修は、**2日間**（10/3～4）の出席が必要になります。

※コーディネーター養成研修は、**5日間**全ての出席が必要となります（全日程出席した方へ修了証を交付します）。

※コーディネーター養成研修のカリキュラムについて、令和6年度より実地研修（各地域の基幹相談支援センター等にて1日間実施）が加わりました。

4. 対象者

(1) 支援者養成研修

県内の事業所等で医療的ケア児等を受け入れて支援している方及び今後支援を予定している方

※指定相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所、指定障害福祉サービス事業所、訪問看護事業所、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、児童館、調剤薬局、行政機関等において、医療的ケア児等の地域生活支援に従事する方。

(2) コーディネーター養成研修

相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後県内の各地域において医療的ケア児等支援の総合調整を行うコーディネーターの役割を担う予定があり、本研修の全課程を受講可能な下記①～③に該当する方。

- ①県内の市町村において、医療的ケア児等の支援に携わっている又は今後携わる予定のある保健師等。
- ②県内の指定特定相談支援事業所、指定障害児支援事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援業務受託事業所で、医療的ケア児等を現に支援している又は今後支援する予定のある相談支援専門員。
- ③県内の医療機関（訪問看護事業所を含む）で医療的ケア児等の相談業務に従事している看護師又は医療ソーシャルワーカー等。（病棟・外来などで直接支援に従事している看護師等は除く。）

5. 定員

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 支援者養成研修 | 70名程度 |
| (2) コーディネーター養成研修 | 30名程度 |

6. 内容

別紙カリキュラム参照

7. 受講料

無料

8. 修了証

コーディネーター養成研修の全過程を受講した方には修了証を交付します。

※遅刻・欠席・早退に加え、許可なく途中退出した場合、受講態度が著しく悪い場合等は交付されない場合があります。

※支援者養成研修において修了証の交付はありません。

9. 受講申し込みについて

(1) 申込期限

令和6年8月2日（金）

※期限を過ぎてからの申込は受け付けられませんので、ご注意ください。

(2) 申込方法

①支援者養成研修

福島県かんたん申請システムの申込フォームからお申し込みください。

URL→ <https://www.task-asp.net/cu/eg/lar070009.task?app=202400323>

二次元コード→



②コーディネーター養成研修

電子メールに「受講申込書兼推薦書」を添付の上、福島県児童家庭課宛に送信してください。

(福島県児童家庭課メールアドレス jidoukatei@pref.fukushima.lg.jp)

(3) コーディネーター養成研修申込に係る留意事項 ※必ず確認願います。

①原則1事業所あたり1名までの申し込みとします。

②申込者数が定員を超えた場合は、圏域・市町村ごとのコーディネーター数や申込者数、職種のバランスを考慮して選考の上、受講者を決定します。選考の結果、支援者養成研修の受講を御案内する場合があります。

③所属においてコーディネーターの業務に携わることを確認するため、必ず所属長の承認を得てお申し込みください。

④研修修了者を対象に開催するフォローアップ研修及び事例検討会への出席をお願いしています。※活動状況についても確認しています。

(4) 受講の可否は、研修開催1ヶ月前までにメールまたは電話により通知します。

10. その他

(1) 研修内容について

①この開催案内において、「医療的ケア児等」とは、「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等」を言います。

②研修資料は研修当日に配布します。テキストの購入は不要ですが、講義・演習は、以下のテキストの内容を参考としています。

・医療的ケア児等支援者養成研修テキスト（中央法規出版）

・医療的ケア児等コーディネーター養成研修テキスト（中央法規出版）

※令和6年3月に研修カリキュラムが改訂されました。本研修は新カリキュラムに基づき実施しますが、現在販売されているテキストは旧カリキュラムに基づく内容となっております。

③本研修は、毎年国の施策等の最新情報を反映し、講義を行っております。過去に支援者養成研修を受講した場合であっても、コーディネーター養成研修において、1日目及び2日目の共通講義を免除することはできません。

④コーディネーター養成研修は、厚生労働省告示に定める「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」に該当します。なお、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所で要医療者支援体制加算を算定するための主な要件等は下記のとおりです。

・医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること。

・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

・【要医療児者支援体制加算Ⅰのみの要件】

医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、医療的ケア児の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること。

・医療的ケア児の保護者から利用申し込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められないことに留意すること。

(2) 受講者名簿の取り扱いについて

①コーディネーター養成研修修了者の氏名及び所属事業所の情報（所属名称、住所、電話番号）は、医療的ケア児等の支援体制整備のため、各市町村、県又は市町村が設置する自立支援協議会、基幹相談支援センター等に提供するほか、福島県児童家庭課及び福島県医療的ケア児支援センターのホームページにて公表します。

(3) 受講中の注意事項

研修中の録画、録音、写真撮影、携帯電話等の使用、資料及び事例の公開・漏洩・転用等は禁止します。なお、研修の申し込みをもって、上記の内容に同意があったものとみなします。

1 1. 問い合わせ先

福島県子ども未来局児童家庭課 担当：谷津

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話：024-521-8382

E-mail：jidoukatei@pref.fukushima.lg.jp